

平成21年9月16日

短期間の入院でも必要な諸費用に一時金で備える 「入院一時給付特約D」の発売について

第一生命保険相互会社（社長 齋藤 勝利）では、平成21年9月24日より、短期間の入院であっても発生する経済的負担を軽減することができる「入院一時給付特約D」を発売いたします。

【商品の概要】

「入院一時給付特約D」は、1日以上入院があった際に、一時金として給付金をお支払いするものです。既に発売している「医のいちばん」(新総合医療特約D 1)等とあわせてご契約に付加いただくことで(2)入院時の医療費だけでなく、短期間の入院であっても発生する、入院準備にかかる諸費用、家族の交通費や通院のための費用といった経済的負担を総合的に軽減することができます。

- (1)ケガや病気による1日以上入院から支払対象とし、手術については公的医療保険制度に連動した給付とする平成19年4月より発売済の商品。
- (2)この特約は、「医のいちばん」(新総合医療特約D)とあわせて主契約に付加していただくか、または5年ごと配当付終身医療保険に付加していただきます。

【入院一時給付特約Dの特長】

病気やケガにより、1日以上入院した場合に**入院一時給付金**をお支払いします。(注)

()入院日数や通院の有無に関わらず定額の給付となります。

入院一時給付金額はご契約時に**5万円または3万円**のいずれかをお選びいただけます。

「医のいちばん」等の入院給付金をご請求いただければ、**自動的に本特約についてもご請求があったものとして取り扱います。**

(注)入院一時給付金をお支払いできない場合があります。たとえば、診療が外来扱のときなど、災害または疾病入院給付金が支払われる入院に該当しないときには、入院一時給付金もお支払いしません。

第一生命では、「いちばん、人を考える会社になる。」というグループビジョンのもと、「生涯設計」の考え方に基つき、これからもお客さまのライフステージや時代の変化に応じた「良質な商品」を引き続き提供してまいります。

【開発の背景】

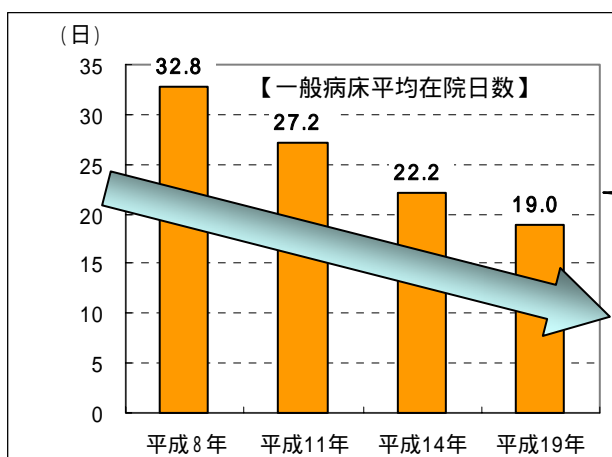
医療技術の進歩などにより、平均の入院日数は年々短期化する傾向にあります。また、5日未満の短期間の入院でも8.4万円（平均）の自己負担額が発生しており、そうした経済的負担に備えることのできる特約の必要性が高まっています。

入院時の自己負担額には医療費の他に差額ベッド代、食事代、見舞い時の家族の交通費、衣類にかかる費用、快気祝いといった費用が含まれます。

その他にも入院前にかかった検査費用、入院前後の通院費用、退院後の薬剤費など、さまざまな出費を余儀なくされる場合があります。

「いちばん、人を考える会社になる。」というグループビジョンに沿って、品質保証新宣言でお約束した、商品・サービスの「品質」向上を図る取組みを進めています。今回の新商品についても、「お客さまの請求の利便性向上」を目的のひとつとしています。

< 平均入院日数の推移 >



入院日数は短期化傾向!

5日未満の短期間の入院でも平均8.4万円の自己負担額が発生!

出典：厚生労働省「病院報告（平成19年）」

< 直近の入院時の自己負担費用（直近の入院時の入院日数別） >

入院日数	件数	5万円未満	5～10万円未満	10～20万円未満	20～30万円未満	30～50万円未満	50～100万円未満	100万円以上	平均 (万円)
全体	453	7.5%	17.2%	28.3%	15.9%	16.3%	7.9%	6.8%	30.1
5日未満	59	37.3%	30.5%	22.0%	3.4%	6.8%	0.0%	0.0%	8.4
5～7日	102	5.9%	35.3%	30.4%	14.7%	9.8%	2.9%	1.0%	16.4
8～14日	113	1.8%	10.6%	44.2%	27.4%	12.4%	3.5%	0.0%	19.4
15～30日	109	1.8%	8.3%	26.6%	17.4%	31.2%	7.3%	7.3%	32.3
31～60日	39	2.6%	2.6%	10.3%	10.3%	28.2%	28.2%	17.9%	64.9
61日以上	31	3.2%	6.5%	3.2%	3.2%	3.2%	32.3%	48.4%	104.2

< 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」 / 平成19年度 >

治療費・食事代・差額ベッド代を含む。高額療養費制度による払い戻し前の金額。

集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人

入院日数に応じて給付額が決まる従来の入院保障に加えて、入院日数にかかわらず発生する諸費用への備えとしていただけます。

入院に関わる諸費用

入院一時給付特約 D

医療費など入院日数に応じて発生する費用

- ・ 医のいちばん
- ・ 5年ごと配当付終身医療保険

【入院一時給付特約Dの商品内容】

給付内容

支払事由	入院一時給付金額	給付限度
被保険者が傷害または疾病の治療を目的として、「医のいちばん」(新総合医療特約D)または5年ごと配当付終身医療保険の災害または疾病入院給付金が支払われる入院をした場合に、入院一時給付金を被保険者に支払います。	この特約の締結時に次のいずれかの金額を指定します。 <u>・ 5万円</u> <u>・ 3万円</u> <small>同一の被保険者につき、通算 10万円を限度とします。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回の入院につき 1回まで ・ 通算 30回まで

契約年齢範囲

3歳～70歳

保険料例

男性、10年満期、月払(口座振替扱)

年齢	入院一時給付金額	
	5万円	3万円
30歳	510円	306円
40歳	540円	324円
50歳	770円	462円

() 保険料払込免除特約(H13)が付加された保険料となります。

この資料は平成21年9月16日時点の商品(特約)の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。また、「入院一時給付特約D」は主契約に付加してご契約いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など会社所定の資料を必ずお読みください。また、ご契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずお読みください。

(登) C21H0927 (H21.9.15)